

(毎月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日十回發行)

縣報

第五百四十三號

明治三十九年四月十八日 和歌山縣

○公文

○和歌山縣令第十五號

獸疫豫防ノ爲メ發布シタル本年三月本縣令第十號ハ本日限り廢止ス

明治三十九年四月十一日

和歌山縣知事 伯耆 清 謹啟

縣報第五百四十三號

明治三十九年四月十八日

第三種郵便物認可

○和歌山縣令第十六號

貸座敷營業取締規則左ノ通り相定ム

明治三十九年四月十八日

和歌山縣知事

伯爵

清 藤 家 敷

貸座敷營業取締規則

第一條 貸座敷營業ヲ爲サントスルモノハ左ノ各號ヲ具シ所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受テヘシ

但シ妻ニ在リテハ夫未成年者ニ在リテハ法定代理人ノ連署ヲ要ス

一 本籍住所身分氏名年齢

二 營業ノ場所

三 營業用家屋ノ構造ニ關スル圖面及仕様書

四 樓名又ハ屋號アルモノハ其ノ名稱

相續ニ依リ營業ヲ繼承セントスル者ハ相續開始ノ日ヨリ十日以内ニ前項ニ準シ所轄警察官署ニ

届出ツヘシ此場合ニ於テハ前項第二號以下ヲ具スハニ及ハス

第二條 營業所ヲ移轉シ又ハ支店ヲ設ケ若クハ營業用家屋ノ改築増築又ハ間取變更ヲ爲サントス

ルトキハ圖面及仕様書ヲ添ヘ所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受テヘシ

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ營業ヲ許可セス但シ第一號ニ該當スルモ改修ノ狀アル者

ハ特ニ許可スルコトアルヘシ

一 殺傷ニ關スル罪、強窃盜、詐欺取財及受寄財物ニ關スル罪、贓物ニ關スル罪、猥褻姦淫、略取

誘拐ノ罪ヲ犯シタル者

二 白痴 瘋癲者 癩者

三 公權剝奪又ハ停止中ノ者

四 素行不良ト認ムル者

五 他人ニ名義ヲ假スノ虞アリト認ムル者

六 公安風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムル者

許可ノ後前項各號ノ一ニ該當スルコトヲ發見シタルトキ又ハ之レニ該當スル事實ヲ生シタルト

キ其他取締上必要アルトキハ其ノ營業ヲ禁止シ又ハ停止スルコトアルヘシ

第四條 貸座敷營業者ハ其ノ營業所内ニ於テ料理屋ヲ除クノ外他ノ營業ヲ爲シ又ハ爲サシムヘカ

ラス

第五條 營業用家屋ノ構造設備ハ左ノ制限ニ從ヘシ

一 建物ハ平屋又ハ二階建ニシテ外觀上人目ヲ惹クヘキ異樣若クハ華美ノ構造裝置ヲ避クヘキ

コト

二 客室ハ空氣ノ流通ヲ良クシ且又ハ公衆ノ通行スル場所ヨリ見透シ得サルコト

三 二階客室十坪以上二十坪未満ノモノハ階子二個ヲ設ケ尙ホ二十坪迄ヲ増ス毎ニ階子一個ヲ

増設スルコト

階段ハ幅四尺以上蹴上六寸以下踏面八寸以上ナルコトヲ要ス但シ上段踏面ノ直下ハ下段踏面

ニ算入スルコトヲ得ス

四 便所ハ臭氣ノ客室ニ及ハサル設備ヲ施シ屎尿壺及、其ノ周圍ハ不透透質ノ材料ヲ以テ築造

スルコト

五 客室ハ一室壹坪半ヲ下ルヘカラサルコト

- 第六條 新築改築増築又ハ間取變更ヲ爲シタル營業用建物ハ所轄警察官署ノ検査ヲ受ケタル後ニ
アラサレハ營業ニ供用スルヲ得ス
- 第七條 營業用建物コシテ危險豫防其ノ他衛生上若クハ風俗上必要ト認ムルトキハ之レカ改築又
ハ變更ヲ命スルコトアルヘシ
- 第八條 營業ノ許可ヲ受ケ正當ノ理由ナクテ六ヶ月以上其ノ行爲ニ著ヨミス又ハ休止シタルト
キハ許可ノ効ヲ失フヘシ
- 第九條 營業者自カラ業務ニ従事スル能ハサルキハ其ノ營業ニ關シ一切ノ事ヲ處辨スヘキ權限
ヲ有スル管理人ヲ定メ其ノ族籍住所氏名生年月日ヲ具シ所轄警察官署ニ願出テ許可ヲ受ケヘシ
- 第十條 營業上使用ノ爲メ雇人ヲ雇入レントスルトキハ其ノ本籍住所身分氏名年齢及前職業ヲ具
シ所轄警察官署ニ届出テ認可ヲ受ケヘシ但シ十八歳未満ノ女子ヲシテ雇人ノ業務ニ就カシムル
コトヲ得ス
- 第十一條 第三條ニ該當スル者ヲ管理人又ハ雇人ト爲スコトヲ得ス
- 第十二條 左ノ場合ニ於テハ事故ノ生シタルトキヨリ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ
第一號ノ事項ハ戸籍法上ノ届出義務者ヨリ届出ツヘシ
一 本人ノ死亡又ハ行衛不明トナリタルトキ
二 本則第一條第一號及第四號ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキ
三 廢業休業又ハ復業シタルトキ
四 法定代理人ノ異動又ハ管理人ヲ願シタルトキ
五 雇人ヲ解雇シタルトキ

縣報第五百四十三號

明治三十九年四月十八日

第三種郵便物認可

- 六 寄寓娼妓ノ逃亡轉居又ハ死亡シタルトキ
- 第十三條 營業者ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ
一 直接ト間接トヲ問ハス客ヲ勸誘シ若クハ遊興ヲ勸ムル意アル廣告ヲ爲シ又ハ引札等ヲ配付
セサルコト
二 客ノ需メナキ飲食物ヲ勸メ若クハ藝妓ノ招聘ヲ強ヒサルコト
三 十七歳未満ノ男子及學校ノ徽章ヲ附シタル學生生徒ニ遊興セシメサルコト
四 遊客ノ氏名ヲ尋テ又ハ面會通信等ヲ爲サントスル者アルトキハ隱秘スルコトナク之ニ應ス
ルコト
五 席賃料娼妓揚代金等ハ室内見易キ場所ニ揭示シ置クコト
六 遊興代ノ抵償トシテ客ノ物品ヲ受領セントスルトキハ警察官吏ノ承認ヲ受ケヘキコト
七 客ヨリ物品ノ質入賣却等依頼アリタルトキハ直ニ警察官吏ニ申告シ承認ヲ受ケヘキコト
八 公衆ノ見得ヘキ場所ニ娼妓ヲ座列セシメサルコト
九 人目ヲ惹クヘキ看板又ハ標燈ヲ掲ク其ノ他外觀ヲ裝フヘキ裝飾ヲ爲ササルコト
十 寄寓娼妓ニ對シ虐待ヲ加ヘ又ハ醜態ノ舞技ヲ演セシメサルコト
十一 寄寓娼妓疾病ニ罹リタルトキハ相當醫藥ヲ加ヘシムルコト
十二 休業中ノ娼妓ヲシテ客席ニ待セシメサルコト
第十四條 營業者ハ娼妓名簿登録申請中ノモノ又ハ登録ヲ拒マレタルモノ及娼妓稼業ヲ禁止若ク
ハ停止セラレタルモノヲ所轄警察官署ノ許可ヲクシテ寄寓セシムヘカラス
- 第十五條 左ノ場合ニ於テハ直ニ警察官吏ニ申告スヘシ

○和歌山縣令第十七號

娼妓取締規則施行細則左ノ通り相定ム

明治三十九年四月十八日

和歌山縣知事 伯爵 清 兼 家 教

娼妓取締規則施行細則

第一條 娼妓取締規則第三條ニヨリ娼妓登録ノ申請ヲ爲ストキハ尙ホ左ノ事項ヲ具スヘシ

一 妓名及娼妓稼業年限

二 警察官署ノ指定シタル検査醫師ノ與ヘタル健康診断書

三 紹介者アルトキハ其ノ住所氏名

警察官署ニ於テ前項ノ登録ヲ爲シタルトキハ登録証ヲ下附ス

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ娼妓名簿ニ登録セス

一 白痴瘋癲者瘡癩者及有夫ノ婦

二 傳染性疾患アル者又ハ疾病其ノ他發育不全者若クハ身体脆弱ニシテ娼妓タルニ堪ヘスト認

ムル者

三 一家ノ生計困難ヲ支持スルニアラサル者

四 其意ニアラスレテ申請シタル者

五 不正行爲アリ警察官署ニ於テ不適當ト認メタル者

六 藝妓又ハ酌婦タル者

第三條 登録後前條各號ノ一ニ該當スル事實ヲ生シタルトキ又ハ娼妓取締規則ヲ執行セシムヘカラスト

認ムルトキハ其ノ稼業ヲ禁止若クハ停止スルコトアルヘシ

第四條 娼妓ハ其ノ稼業ヲ爲スヘキ貸座敷免許區域内ノ貸座敷ニ寄寓スヘシ

第五條 娼妓名簿ノ登録ヲ受ケタル後戶籍ニ異動ヲ生シ又ハ妓名稼業年限若クハ同一警察官署所

轄内ニ於テ住所稼業場所等ヲ變更シタルトキハ三日以内ニ所轄警察官署ニ名簿登録ノ訂正ヲ申

請スヘシ但シ稼業年限ヲ延長セントスルトキハ娼妓取締規則第三條第三號第四號ニ規定スル者

ノ承諾書ヲ添付スヘシ

第六條 他ノ警察官署ノ所轄内ニ移轉シテ娼妓取締規則ヲ爲サントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ名簿ノ削

除ヲ申請シ更ニ稼業ヲ爲スヘキ地ノ所轄警察官署ニ登録ノ申請ヲ爲スヘシ

第七條 娼妓ハ貸座敷免許區域内及特ニ當廳ノ許可シタル一定ノ場所ニ限り許可ヲ要セス外出ス

ルコトヲ得

第八條 娼妓取締規則第七條第二項ニヨリ外出ノ許可ヲ受ケントスル者ハ書面若クハ口頭ヲ以テ

其ノ事由期間及行先地ヲ申立ツヘシ

前項ニヨリ得タル許可証ハ外出中ニテ携帯シ歸寓シタルトキハ直ニ返納スヘシ

第九條 登録証ヲ遺失毀損シタルトキハ直ニ書換再發ヲ請フヘシ

第十條 娼妓事故ノ爲ノ一時休業セントスルトキハ其ノ官所轄警察官署ニ届出テ登録証ヲ假納シ

置キ復業ノトキ其下付ヲ受クヘシ

第十一條 娼妓ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一 店頭又ハ外出先ニ於テ言語動作ヲ以テ遊興ヲ勸メ若クハ誘引セザルコト

二 直接ト間接トナ間ハス遊興ヲ勸ムルノ意アル廣告ヲ爲シ又ハ引札等ヲ配付セザルコト

三 遊客ノ物品ヲ買入又ハ賣却スルノ周旋ヲ爲サザルコト

四 現ニ微毒其ノ他傳染性疾患アリト認ムルモノ、招キニ應セサルコト

五 稼業中ハ登録証ヲ携帶スルコト

六 登録証及外出許可証ヲ他人ニ貸與セサルコト

七 妊娠五ヶ月以後分娩後二ヶ月以内ハ休業スヘキコト

八 道路又ハ道路ヨリ見透シ得ヘキ場所ニ於テ目立タル扮裝ヲ爲シ又ハ道路ニ於テ遊ニ彷徨

立セサルコト

第十二條 左ノ場合ニ於テハ直ニ貸座敷營業者ニ通告スヘシ

一 身元詳ナラサル者ヨリ金錢物品ヲ貸ヒ受ケ又ハ預リタルトキ

二 身分不相應ノ金錢物品ヲ所持シ若クハ金錢ヲ遊賣スルモノアルトキ

三 遊客ノ言語、舉動、風体、所持品等ニ就キ不審ト思料スルトキ

第十三條 本則第五條第六條第八條第二項第九條乃至第十二條ニ違犯シタル者ハ拘留又ハ科料ニ

處ス

○和歌山縣令第十八號

娼妓健康診斷施行規則左ノ通り相定ム

明治三十九年四月十八日

和歌山縣知事

伯爵

清

藤

家

娼妓健康診斷施行規則

- 第一條 娼妓ノ健康診斷ハ其寄寓貸座敷所在地ノ娼妓健康診斷所ニ於テ之ヲ行フ
但臨時健康診斷ハ時宜ニヨリ所轄警察官署又ハ檢診醫ノ居宅ニ於テ行フコトアルヘシ
- 第二條 健康診斷ヲ分テ定日健康診斷及臨時健康診斷ノ二種トス
- 第三條 定日健康診斷ハ每週貳回火土曜日ニ之ヲ行フ
- 第四條 臨時健康診斷ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ行フ
 - 一 娼妓名簿登錄ノ申請ヲ爲シタルトキ
 - 二 新ニ稼業ニ就カントスルトキ
 - 三 檢査當日事故ノ爲健康診斷ヲ受クル能ハサル者ハ其事故止ミタルトキ
 - 四 疾病ニ罹リタルコトヲ自覺シタルトキ
 - 五 免許地域外ニ外泊シテ復歸シタルトキ
- 前各號ノ外必要ト認メタルトキ
- 第五條 現ニ貸座敷ニ寄寓スル娼妓ハ休業中ト雖モ本則ニ從ヒ健康診斷ヲ受クヘシ
- 第六條 檢査上疾患アリト認メラレタルトキハ其指定ニ從ヒ直ニ所屬專權院ニ入院スヘシ
- 第七條 健康診斷ハ午前九時ヨリ午後三時迄トス但時宜ニヨリ變更スルコトアルヘシ

縣報第五百四十三號

明治三十九年四月十八日

第三種郵便物認可

七

第八條 健康診斷室内ニハ受診者及監督官吏診斷從事者ノ外入ルコトヲ許サス

第九條 檢査定日疾病ノ爲出願シ難キ者ハ主治醫ノ診斷書ヲ添ヘ其他ノ事故ニアリテハ其旨ヲ詳
記シ本人若クハ寄寓主ヨリ當日午前九時迄診斷所ニ届出ヘシ

但時宜ニヨリ其居所ニ就キ檢診ヲ爲スコトアルヘシ

第十條 本則第五條第六條第九條ニ違背シタル者ハ勾留又ハ科料ニ處ス

○和歌山縣告示第七十六號

畜牛結核病豫防法第一條ニ依リ左ノ期間ニ於テ畜牛ノ検査ヲ施行ス
但シ検査ノ日時及場所ノ細別ハ所轄警察官署之ヲ指定ス

明治三十九年四月十四日

和歌山縣知事

伯爵

清 藤 家 敬

區

城

檢

査

期

間

日

數

西牟婁郡

自

明治三十九年六月十五日至全年七月十一日

二十七 日

東牟婁郡

自

同 年七月十三日至全年八月一日

二十 日

有田郡

自

同 年九月五日至全年九月二十七日

二十三 日

日高郡

自

同 年九月三十日至全年十月十三日

十四 日

那賀郡

自

同 年十月十八日至全年十一月十二日

二十六 日

伊都郡

自

同 年十一月十三日至全年十二月二十八日

十六 日

和歌山市

自

同 年十二月三日至全年正月十五日

十三 日

海草郡

自

同 年十二月十七日至明治四十年一月二十九日

四十三 日

和歌山縣告示第七十七號

左記狩獵免狀明治三十九年三月二十五日和歌山市本町六丁目ヨリ坊主丁ニ至途中ニ於テ遺失ノ旨届出タリ

縣報第五百四十三號

明治三十九年四月十八日

第三種郵便物認可

八

明治三十九年四月十七日

和歌山縣知事

伯爵

清 藤 家 敬

和歌山市南村木丁三丁目十一番地平民

宮田 芳次郎

慶應二年十二月生

一 乙種三等狩獵免狀 第十二號

明治三十八年十月十六日下付

○村長ノ異動

日高郡藤川村長

九山萬五郎

右四月十四日認可

褒 賞

一金五拾錢 和歌山縣東牟婁郡上太田村 谷口 鶴 松

明治三十八年十一月二十七日和歌山縣東牟婁郡上太田村大字南大馬田火ノ原罹災者救恤トシテ願

書之通寄贈候段殊勝ニ候事

和歌山縣知事從三位

伯爵

清 藤 家 敬

○觀 測

明治三十九年四月十三日ヨリ三日間當地氣象觀況

月 日	前 年	本 年	前 年	本 年	前 年	本 年
四 月 十 三 日			四 月 十 四 日		四 月 十 五 日	
種 類	前 年	本 年	前 年	本 年	前 年	本 年

明治三十三年五月八日第三種郵便物認可

平均氣壓	平均氣溫	最高氣溫	最低氣溫	最多風向	平均風力	天氣	雨雪量	記事現象
七六一純四	一五度八	二一度三	一〇度二	西北西	一米七	晴后雨	一花一	午前九時 海上風雨 ノ警戒ヲ 解除ス 午后時々 降雨
七六三純九	一四度〇	一九度七	七度九	北	二米八	晴		
七五八純二	一四度三	一七度一	七度二	北々東	二米八	曇少雨	二純四	午前及午 后微雨
七六三純六	一二度七	一九度三	五度五	西南西	三米三	晴		夕刻海上 風雨ノ警 報着電
七六一純九	一二度一	二〇度〇	四度〇	北東	一米九	晴		午前及午 后日曇現
七六〇純六	一五度七	二〇度七	九度二	東北東	四米六	晴		午前月曇 午后日曇 現 夜間降雨

昭和第五百四十三號 明治三十九年四月十八日 第三種郵便物認可 九終

(毎月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日十回發行)

明治三十九年四月十七日印刷
明治三十九年四月十八日發行

金澤區

和歌山縣

和歌山市久保町一丁目
和歌山市久保町二丁目
和歌山市久保町三丁目
和歌山市久保町四丁目
和歌山市久保町五丁目
和歌山市久保町六丁目
和歌山市久保町七丁目
和歌山市久保町八丁目
和歌山市久保町九丁目
和歌山市久保町十丁目